

2021年4月12日

#### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「関連団体（6団体）の内部監査室による調査実施状況（2019年度下半期）について」、各団体の6段階での評価を具体的に示してほしい、特に最低評価の2団体がどの関連団体なのか公開してほしい、という文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、求めの文書は、NHKの調査その他の事務または事業に関する情報であって、開示することによりNHKの権利利益、地位もしくは事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、また、NHK以外の法人に関する情報であって、開示することにより当該法人の権利、利益、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、「規程」という）第8条1項1号および4号に該当し、開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

#### 2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書は、NHKの内部監査室に係る調査その他の事務または事業に関する情報であって、開示することによりNHKの権利利益、地位もしくは事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、また、NHK以外の法人に関する情報であって、開示することにより当該法人の権利、利益、競争上の地位その他事業の遂行を害するおそれがあるため、規程第8条1項1号および4号に該当し、開示することができない。

#### 3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書は、NHK内部監査室がNHKの関連団体を監査した際の個別の評価結果にあたる。開示することにより、今後のNHKの内部監査の実施等事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、また、関連団体の事業の遂行を害するおそれがあるため、規程第8条1項1号および4号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

#### 4 審議の経過

2021年 4月12日（第300回審議委員会）

第832号

諮問、審議、答申